主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人和島岩吉の上告趣意(後記)は、結局量刑不当の主張に帰し刑訴応急措置 法一三条二項により上告適法の理由にならない。

よつて刑訴施行法二条旧刑訴同四六条により主文りとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官 平出禾関与

昭和二六年九月一四日

最高裁判所第二小法廷

 裁判長裁判官
 小
 谷
 勝
 重

 裁判官
 藤
 田
 八
 郎

 裁判官
 谷
 村
 唯
 一
 郎